

神奈川県

令和 7 年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金

1 事業の内容

人手不足が深刻化する小規模事業者が実施するデジタル技術の活用により業務効率化を図る事業に要する経費に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指すため、「令和 7 年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和 7 年 <u>4 月 2 日（水）午前 9 時から</u> 令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時まで	申請は原則 e-kanagawa 電子申請システムを使用して行ってください。 e-kanagawa 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 詳細はホームページをご参照ください。

※先着順に申請を受け付け、予算額に達し次第公募を終了します。

※補助金の交付決定日から令和 8 年 1 月 31 日（土）までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額	専門家派遣
人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等	・セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務の効率化を図る事業 ・顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業 など	補助対象経費の 2/3 以内	50 万円	3 回まで ※希望者のみ

3 事前相談

申請に際しては、下記に記載の相談機関による事前相談を受け、課題解決に最適なデジタル化対象業務を明確化する必要があります。

＜相談機関＞

- ・（公財）神奈川産業振興センター
- ・神奈川県中小企業団体中央会
- ・各商工会、商工会議所
- ・補助制度ホームページに掲載する相談機関

4 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者、特定非営利活動法人※

（小規模事業者の定義）

業種分類	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下
製造業その他	20 人以下

ただし、令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の交付を受けた事業者は申請できません。

※詳細は、公募要領をご覧ください。

5 補助対象経費

費目	内容	補助上限額	
①IT サービス導入費	補助事業の遂行に必要なシステムの導入・開発に要する経費	—	50 万円
②ホームページ作成、改修費	補助事業の遂行に必要なホームページの作成、更新に要する経費	10 万円	
③機械装置等費	IT サービスを使用するために必要な機械装置等の購入に要する経費	— (ただし、一部上限あり)	

6 主な補助要件 (その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。)

- (1) 営業利益率が向上する事業であること
- (2) 相談機関による事前相談を受けていること
- (3) 令和6年4月1日までに創業していること
- (4) 申請日時点で、神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- (5) 補助対象となる事業を神奈川県の自社の事業所で実施すること

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和8年2月6日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課補助金班

受付時間：平日 9 時から 12 時まで／13 時から 17 時まで

電話番号 070-1187-0348、070-1187-0382、070-1187-0435

ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r7.html